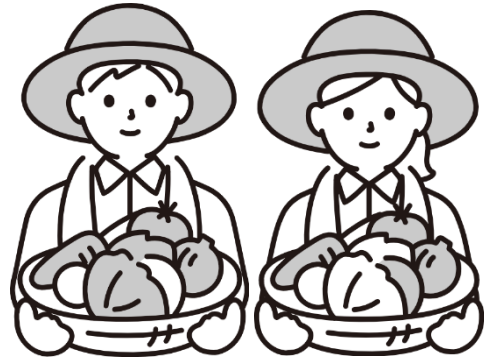


# 市・県民税申告/所得税確定申告

## 農業の収入を 申告される方へ

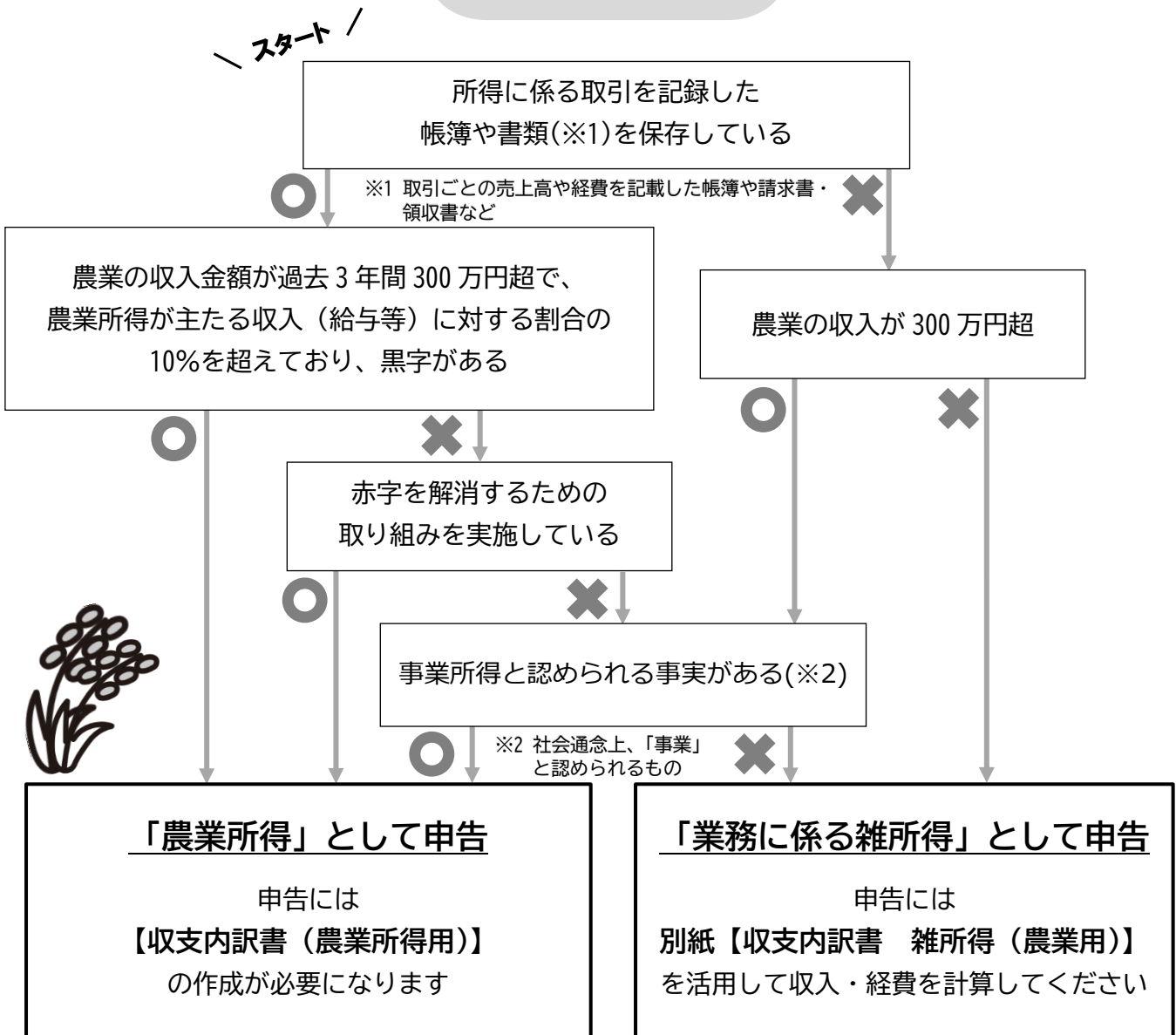


米、野菜、果物、花卉などを育て、農協や個人に販売しており、それに伴う収入が300万円以下の方は、「農業所得」ではなく、「雑所得」として申告する場合があります。

フローチャートに沿って必要な書類を作成し、申告をお願いします。



### フローチャート



詳しくは、国税庁ホームページ(右の二次元バーコード)をご覧ください。  
青色申告をされる場合は様式が異なるため、これらの様式は使用しないでください。(詳しくは徳山税務署にお問い合わせください。☎ 0834-21-1010)

